

令和4年3月17日開会

第737回むつ市教育委員会

議案等関係書類

< 目 次 >

議案第 1 号 むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令（総務課）

< 事務局からの報告事項 >

報告第 1 号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について（総務課）

< その他 >

議案第1号

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求めらる。

令和4年3月17日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、財産の貸付、校長の休暇の承認、図書館及び公民館における代決者の設定が現状と乖離しているため、所用の条文改正を行うものである。

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令

令和 年 月 日公表
教育委員会訓令甲第 号

むつ市教育委員会事務専決代決規程（平成21年むつ市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第4の代決する者（以下「代決権者」という。）に掲げる者が全て不在であって、事務の遂行に支障があると認められるときは、教育部長からあらかじめ承認を得て、相当の期間を定めて、代決権者以外の者に代決させることができる。

第8条第5号を次のように改める。

- (5) 学校管理規則第23条による校長の10日以上にわたる休暇に関すること。

別表第1中

電気事業及び電気通信事業のための電柱類の設置並びに水道事業のための管類の埋設に係る行政財産の目的外使用の許可	○		を
電気事業及び電気通信事業のための電柱類の設置並びに水道事業のための管類の埋設に係る教育財産の目的外使用の許可	○		に改める。
使用期間が1年を超えない教育財産の目的外使用の許可	○		

別表第2学校教育課の部学校指導専門計画及び校外行事及び準教科書使用の承認の項を削る。

別表第4中

公民館長の指定する順序による主幹、主任主査又は主査	を	公民館長の指定する順序による主幹、主任主査	に改め、
図書館長の指定する順序による主幹、主任主査又は主査	を	図書館長の指定する順序による主幹、主任主査	に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

